

畳類公正競争規約作成連絡会

第16回 幹事会 概要

日時：平成29年7月13日（木）13：00～17：15

場所：農林水産省生産局 第2会議室

出席：関係団体 全国い生産団体連合会1名、全日本畳事業協同組合3名、全国畳材料卸商組合連合会2名、全国畳材商社会1名、全国畳産業振興会1名、全日本ISO畳振興協議会3名、全日本JIS畳床工業協同組合2名
：オブザーバー 消費者庁、農林水産省

議事概要：

6月13日に開催された幹事会において決定した現在の規約（案）のスリム化について議論した。

○規約（案）から削除する項目について

1. 規約（案）から削除し、表示を義務としないもの

（1）畳について

- ・畳製作技能士の資格の有無の表示
- ・製造工程管理責任者の有無の表示
- ・畳への証紙の貼付

（2）畳床について

- ・畳床への証紙の貼付
- ・JIS認証が「有り」の場合の認証番号

2. その他

- ・商品説明書と納入仕様書を「畳仕様書」として一つにまとめ、商品説明書の「一般消費者が支払う畳工事の総額」の項目を「見積書」として分けてはどうか。
- ・畳毎に証紙を用いて品質表示を行うのではなく、「畳仕様書」へ必要事項を記入して伝達してはどうか。
- ・業者間の出荷証明書は、伝達すべき情報が伝わるのであれば形式を問わない。
- ・畳表の「表面加工の有無」は、これまでの全日畳の表示項目にはないので、負担に感じる畳店はあると思われる。

また、消費者庁から業者の負担軽減を踏まえた規約の素案を検討している旨の発言があった。

○次回幹事会までの確認事項

- ・今回のスリム化（案）に対する意見を各団体で取りまとめること
- ・これまでに連絡会等へ寄せられた質問等に対する回答（案）を作成すること

○次回の幹事会について

日時と場所：8月21日（月）13：00～（於 農林水産省生産局第2会議室）

以上